

滋賀県医療機能情報提供制度実施要領

1. 調査目的

本要領は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 3 の規定に基づき、病院、診療所または助産所（出張専門の助産所を除く。以下「病院等」という。）の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）について、滋賀県内の病院等が滋賀県知事に報告する事項、その方法および滋賀県による当該情報の公表方法に関する具体的な実施方法等を示すことにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2. 情報の取り扱い

本制度は、病院等の管理者が医療機能情報を滋賀県知事に対して報告し、滋賀県知事は原則として報告を受けた医療機能情報についてそのまま公表する。

3. 実施体制

- 1) 本制度は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課において実施することを基本とするが、必要に応じて他部局との連携を図る。
- 2) 県は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務の一部を委託する場合は、住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、実施に関して委託先と相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。
- 3) 住民・患者からの医療機能情報についての質問、相談およびそれに対する助言等については、原則として県で対応する。

4. 報告・公表事項

報告・公表は、医療法施行規則別表第 1 に掲げる事項および「医療機関等情報支援システム（以下「G-M I S」という。）」において既に取り扱われている事項について行うものとする。

5. 医療機能情報の報告

1) 定期報告

病院等の管理者は、県に対し、毎年 1 月 1 日時点の医療機能情報について、当該年の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に次の方法により報告を行うこととする。

ア インターネット端末を利用する場合

前回の報告から変更のあった部分について、G-M I S を用いて修正し、報告することとする。

イ インターネット端末を利用しない場合

前年度報告書を朱書き修正し、病院等の所在地を管轄する保健所を経由して医療政策課あて提出することとする。

2) 新規開設時の報告

新たに開設をした病院等の管理者は、県に対し、当該病院等の医療機能情報について、開設後 30 日以内に次の方法により報告を行うこととする。

ア インターネット端末を利用する場合

G-M I S を用いて報告することとする。

イ インターネット端末を利用しない場合

医療機能情報の調査票を病院等の所在地を管轄する保健所を経由して医療政策課あて提出することとする。

3) 変更の報告

ア 基本情報

病院等の管理者は基本情報の修正または変更の報告については、修正または変更のあった時点で速やかに5. 1) ア、イに準ずる方法により報告を行うこととする。

※基本情報：①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号およびファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別および届出または許可病床数

医療法施行令第4条第1項および同令第4条の2第2項の規定に基づく届出が必要な場合は、病院等の所在地を管轄する保健所に届出を行った後、G-MISにて変更の報告を行うこととする。

イ 基本情報以外の情報

病院等の管理者は基本情報以外の情報の修正または変更の報告については、5. 1) の定期報告によるものとする。ただし、これらについても修正または変更時点での報告が望ましい。

4) 医療機能情報の確認

県は、病院等から報告された医療機能情報の内容について確認が必要と認める場合には、病院等の開設者または管理者から必要な情報の提供を求めることができるものとする。

6. 医療機能情報の公表

1) 医療機能情報の公表時期

ア 定期報告

県は、病院等から報告を受けた医療機能情報について、報告内容を確認後、原則として毎年4月1日までに公表する。

イ 新規開設時の報告および変更の報告

県は、病院等から報告を受けた医療機能情報について、報告内容を確認後、順次公表する。

2) 医療機能情報の公表方法

県は、厚生労働大臣が整備する全国統一的な情報提供システム（以下、「医療情報ネット」という。）を通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表する。

7. 情報の反映

県は、病院等から報告を受けた医療機能情報について、病院の開設者又は管理者から中止の申し出がない限り、医療情報ネット上においても反映させ、これを公表する。

8. 病院等による情報提供

病院等は、県に報告した情報について閲覧に供するものとする。その際、書面による閲覧にかえて電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。

住民・患者から自病院等の医療機能情報に関する相談、照会等があった場合は、適切に対応するものとする。

付 則

この要領は、令和7年 1月10日から施行する。